

## 別紙1 参考様式

### 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
滑川町	西部土地改良地区(大字和泉・大字伊古)	平成26年3月18日	令和2年2月20日

#### 1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	82ha
②アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積等の合計	48ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	30ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	6.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	78ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

#### 2 対象地区的課題

地区内82haのうち、中心経営体である認定農業者の方が引き受ける意向のある耕作面積が和泉・伊古両地区を合わせて78haあり、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積及び不明の農業者の耕作面積の方を十分カバー出来ると考える。しかしながら、70歳以上の耕作面積が30ha(和泉では27ha、伊古では3ha)となっており、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように体制を整備する必要がある。また、後継者未定・不明の耕作面積が8.4haあるため、地元の中心経営体である認定農業者へ付け替えが出来るよう体制をする必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

#### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大字和泉の水田利用については中心経営体である認定農業者の5名が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。大字伊古の水田利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担い、畑利用については中心経営体である認定農業者4経営体(個人1・法人3)や認定新規就農者の受け入れを促進することで対応していく。大字和泉・伊古両地区は中心経営体以外の農家の方々の営農意欲もあるが、中心経営体の方の後継者への経営移譲時に地権者に返される農地や、中心経営体以外の農家の方々の不測の事態により農地の貸し出しを希望される場合を考え、「農地中間管理機構」等の活用や地域の農地保全を行うため多面的機能支払交付金の活用も併せて検討する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。